

順守:

- 1 社長または各部門、子会社、運営ユニットを担当する経営幹部は、部下の社員による本行動規範の理解と順守を確かなものとし、また順守が励行され報われるような職場環境を作り出すことに責任を負っています。
- 2 執行役員または取締役を対象とする場合、本行動規範に定められた方針と手順に関する権利放棄は、当社の取締役会か取締役会付属のガバナンス・指名委員会によってのみ付与され、また付与された場合は速やかに株主に開示されるものとします。
- 3 この方針と手順の違反は、社長もしくは該当する部門、子会社、運営ユニットを担当する経営幹部、または当社の最高経営責任者、最高財務責任者、法律顧問責任者もしくは最高順守責任者に、ただちに報告する必要があります。あるいは、当社の倫理ホットライン方針に概説されている方法によって、違反を報告することもできます。報告者の身元は、「知る必要のある」場合を除き、秘密に保たれます。報告は匿名で行うこともできます。社長もしくは部門、子会社、運営ユニットを担当する経営幹部、または最高財務責任者、法律顧問責任者および最高コンプライアンス責任者は、自分が受けた報告を最高経営責任者に通知します。
- 4 各部門、子会社、運営ユニットを担当する役員、取締役会、経営幹部および他のしかるべき社員は、自分がこの方針を理解しかつ順守していること、および自分の知るかぎりこの方針の違反がないこと、またはすべての違反の適切な報告を完了していることを、定期的に書面で確認することを要求されます。
- 5 当社は、この方針の違反申立てがあった場合、速やかにその調査を行います。方針の違反、違反の報告者に対する報復、またはその他の点におけるこの方針の不順守は許されず、場合によっては解雇を含む懲戒処分の対象となります。
- 6 この行動規範に関する質問は、社長もしくは該当する部門、子会社、運営ユニットを担当する経営幹部、または Stryker Corporation の最高経営責任者、最高財務責任者、法律顧問責任者もしくは最高順守責任者宛てに行ってください。

stryker®

Joint Replacements

Trauma, Extremities & Deformities

Cranio-maxillofacial

Spine

Biologics

Surgical Products

Neuro & ENT

Interventional Spine

Navigation

Endoscopy

Communications

Imaging

Patient Care & Handling Equipment

EMS Equipment

stryker®

行動規範

会社方針第1号

Copies of all Corporate Policies
may be found on
www.stryker.com/corporatepolicies

2825 Airview Boulevard
Kalamazoo, MI 49002
t: 269 385 2600 f: 269 385 1062

Policy Date: 6/8/06

www.stryker.com



目的:

Stryker Corporationは、会社業務を倫理的かつ適法に行うことを決意しています。本行動規範は、社員、役員および取締役が、自分の義務と責任を果たすときの指針となり、また倫理的かつ適法に行動するという当社の確約を、確実に順守するための方針と手順を定めるものです。本方針と手順は、Stryker Corporationおよびその国内外の子会社の社員と役員（以下、合わせて「社員」といいます）および取締役の全員に適用されます。なお追加的な方針と手順が、会社および事務所の各部門、子会社および運営ユニットにより発表されており、今後も発表されていく予定です。

基本方針:

- 1 法令順守** 当社は、あらゆる法律、規則、規制を順守しつつ、かつ当社の高度に倫理的な基準に従って、その事業と業務を行います。
- 2 職場環境** 当社は、人種、肌の色、信条、宗教、性別、年齢、障害、国籍、家系、市民権、軍役経験、結婚状態もしくは退役軍人としての地位、性的傾向、またはその他の許容できない要因に基づく差別とハラスメントのない、麻薬と無縁の安全な職場を維持します。
- 3 製品製造** 当社は、安全で効果的な製品の製造に取り組んでいます。医療機器とその他の製品の開発と製造にあたって、当社は、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規定、または開発・製造を行う国の法令に適合する基準、あるいはそれ以上の基準を策定しており、それを順守します。当社は製品の製造にあたって、環境上・職業上の健康と安全に関する法令を含めて、適用されるあらゆる法令を順守します。
- 4 競争慣行** 当社は、すべての事業機会において積極的、公正、倫理的、かつ適法な競争を行います。当社は、事業を展開するそれぞれの国で、すべての反トラスト法および競争と取引を規制するその他の法律を順守し、また、同業他社との間で価格設定や原価、生産計画、事業戦略、またその他の専有的・機密的情報について協議を行いません。

- 5 マーケティングと販売** 当社は、自社の製品とサービスを正確に表示するとともに、自社の製品とサービスのマーケティングや販売に適用される関係法令の要件を順守します。
- 6 情報の記録と報告** 当社が法令上の義務を守るためには正確な情報が不可欠であるという事実認識の上に立ち、すべての社員と取締役は、あらゆる情報を正確かつ誠実に記録し報告します。社員と取締役は、虚偽であると知っているか、虚偽と考えるべき根拠のある文書や報告書の署名や提出を行うことはなく、また他人がそうした署名や提出を、当社を代表して行うことを容認しません。
- 7 支払い** 当社とその社員と取締役は、政府や政府以外の公務員、社員、顧客、個人または企業に対して不正な支払いを行わず、また、当社との取引を求める納入業者、顧客、そしてどのような相手に対しても、不正な支払いの要求や受け取りをしません。
- 8 公正な取引** 各社員と各取締役は、当社の顧客、納入業者、同業他社、独立監査人および他の社員と公正に取引を行ない、また、操作、隠ぺい、特権的情報の乱用、重要事実の歪曲、またはその他の不公正な取引や慣行を悪用しません。
- 9 機密情報** 社員や取締役は、当社での仕事や当社との関係から得た機密情報や専有情報を、自分の個人的な利益のために利用したり、第三者に開示したりしません。機密情報や専有情報には、同業他社にとって利用価値があるか、あるいは開示によって当社とその顧客が不利益を被る可能性のあるすべての非公開情報が含まれます。社員や取締役は、非公開情報に基づいて当社の株式を購入、売却、また取引しません。
- 10 政治献金** 当社は、企業政治献金が適法となり得る場合でも政党や個人に対して政治献金をしませんが、社員や取締役が地域活動に参加したり、市民としての責任を果たしたりすることは奨励します。
- 11 会社の機会** 社員と取締役は、収益機会が生じたときに、当社の正当な権益を推進する義務を当社に対して負っています。社員と取締役は、(a)会社の財産、情報、または自分の地位に基づいて発見した機会を私的に

利用すること、(b)個人的利益のために会社の財産、情報、または自分の地位を利用すること、あるいは(c)当社と競合することを禁じられています。

- 12 利益相反** 社員と取締役は、当社に対する忠実性を失わせたり、自分の義務の十分な履行を妨げたり、当社に対する義務を偏ることなく効率的に履行することを困難にしたり、当社に被害や弊害をもたらしたりする活動してはならず、またそうした結果を招きうる外部権益を持ちません。社員と取締役は、自分に生じた実際の利益相反や潜在的な利益相反を、社長が該当する部門、子会社または運営ユニットの経営幹部、あるいは当社の最高経営責任者に対してすぐさま書面で開示して、解決を求めなければなりません。利益相反が生じるのは、個人の私的利益が何らかの点で会社の利益と衝突するか、またはそのような様相を呈する時、あるいは、社員、取締役、またはその家族の一員が、当社における地位の結果として不正な私的利益を手に入れる時です。

実際の利益相反や潜在的な利益相反の例としては次のようなものがあります。

- (a) 社員や取締役が、当社での勤務成績に悪影響を及ぼす社外の仕事に就いたり、社外の活動に従事したりすること。
- (b) 社員もしくは取締役またはその家族の一員が、当社にとって競業他社にあたる企業、当社の納入業者または卸売業者、あるいは当社との合併事業に関与している企業に雇用されたり、そのコンサルタントになったり、所有権その他の権益を保有したりすること（上場企業の株式に少額の投資を行う場合を除く）。
- (c) 社員もしくは取締役またはその家族の一員が、当社による合併、買収、合併の検討候補になっていることを知っている企業や会社に対して何らかの権益を取得すること。

- 13 当社資産の保護および適切な使用** 着服、不注意または無駄遣いは、当社の収益に直接、悪影響を与えます。社員と取締役は皆、当社資産を保護し、また正当な業務を目的として当社資産を効率的に使用するために適切な行動をとります。